

地域における生涯学習推進と学社融合

清水 英 男

(栃木県立烏山高等学校)

はじめに

近年、地方公共団体は、“生涯学習社会づくり”を重要な政策課題として位置づけ、民間の生涯学習関連事業の現状を踏まえ、総合行政として生涯学習推進計画を策定し、その実現に向けた各種事業を積極的に推進している⁽¹⁾。

例えば、生涯学習推進本部を設置し、各地方公共団体の特色を生かした全庁的な規模の生涯学習推進計画を策定している。これらの計画に基づき、生涯学習行政を中心とし、教育・福祉・労働等関係行政セクションが相互の連携を深め、学習情報の提供や学習相談をはじめ、学習機会の提供や関係施設の整備、民間の生涯学習関連事業所や関係団体等への支援のほか、各種の指導者やボランティアリーダーの養成などの諸事業を統合化し、組織的に推進している。

しかし、地方公共団体では、青少年から高齢者に至る住民の多種・多様な学習ニーズに必ずしも十分に応えられる総合的な生涯学習支援システムが構築されているとはいえない状況にある。そのため、家庭、学校、地域社会など住民のすべての生活の場における教育機能を、生涯学習という観点から総合的に再編・整備し、相互の密接な連携・融合の関係を築き効果的に推進することが、緊要な課題となっている。

特に、住民一人一人の生涯にわたる多彩な学習活動を支援するため、学習機会の提供システムを中心に、学習情報提供・学習相談システムと学習成果の評価システムを統合化した生涯学習推進施策の充実が課題となっている。その一環として、家庭教育、学校教育、社会教育が独自の教育機能を発揮しながら相互補完を行う、いわゆる“家・学・社連携”が、改めてクローズアップされつつある。

一方、文部省に設置された生涯学習審議会の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」（1996年）では、学校教育と社会教育の連携の最も進んだ形態として“学社融合”という新しい理念が提唱された⁽²⁾。また、第15期中央

44 特集 学社融合の生涯学習

教育審議会第1次答申(1996年)では、学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方について具体的な提言がなされている⁽³⁾。

本稿は、我が国の生涯学習に関する答申等を踏まえ、地域・学校新システム研究会の「地域における青少年の学校外教育・学習システム構築に関する調査研究報告書」(1996年)や栃木県教育委員会が実施した「学社連携・融合推進事業」(1993年～1995年)の調査研究⁽⁴⁾などを基に、地方公共団体における学社連携と学社融合の推進上の課題を明らかにし、その主な推進方策について提言したい。

1. 地方公共団体における生涯学習推進施策の必要性和 関係行政の役割

昨今、多くの地方公共団体では、住民一人一人の生涯にわたる学習活動を支援し、いわゆる“生涯学習のまちづくり”をすすめるために、関係行政が一体となって生涯学習の基盤整備に努めている。その“まちづくり”は、単なる社会教育活動の拡充にとどまることなく地域の生涯学習社会づくりを目指しつつある。また、その目的は、住民個々人の充実した生活を第一とし、次に地域社会の活性化を掲げているのが多い。

ここでは、栃木県内の市町村に設置された生涯学習の振興にかかわる附属機関が答申した「当該市町村の生涯学習の振興に関する提言」⁽⁵⁾(以下「市町村答申」とする。)等に基づき、行政が生涯学習を推進する必要性和役割について明らかにしたい。

(1) 住民の生涯にわたる学習活動を行政として支援する必要性

市町村答申では、住民の生涯にわたる学習活動を生活の一部として捉えているものが多い。つまり、“生きることは学ぶことであり、学ぶことを通してよりよく生きる”という考え方である。したがって、学習活動は、TVやラジオの視聴をはじめ、読書や観劇、学級・講座や団体活動への参画など多種・多様である。また、芸術鑑賞や創作活動、スポーツ活動や健康づくり、ボランティア活動や職業訓練など、趣味・教養から社会参加活動まで幅広い分野にわたっている。

行政が、このような住民の生涯にわたる学習活動を支援する必要性は、おおよそ次のように集約できる。

ア. 住民一人一人の充実した人生の享受

- ① 個の確立を図り、社会の変化に的確に対応し、自らの人生を主体的に生きることができる。
- ② 経済的・精神的なゆとりを確保し、生活の質を高め、豊かな人生を生き

ることができる。

- ③ 自分に最も適した個性的な生き方ができ、かけがえのない人生を意義あるものとすることができる。

イ. 個性と活気にあふれた“まち（地域社会）”づくり

- ① 地域連帯意識が醸成され、心の通い合う地域社会ができる。
- ② 自主・自立の精神に基づいた住民の参画による住みよい地域社会づくりができる。
- ③ 地域の自然や伝統文化を継承し発展させるとともに、新しい文化を創造するなど、誇れるふるさととの自然と文化づくりができる。
- ④ 地域の経済の発展や好ましい人間関係がつくられるなどして、活力にあふれた地域社会ができる。

つまり、生涯学習行政とは、住民一人一人が「この家に生まれ、この学校で学び、この地域で生活でき、この時代に生きていてよかった。」と生涯の各時期に実感できるような“人生”と“地域社会”を、住民主体の学習活動を盛んにすることによって実現する営みと言えよう。

(2) 住民の生涯にわたる学習活動を促進する行政の役割

このような住民の多種・多彩な学習活動を行政が支援するためには、生涯学習行政を中心とし、社会教育行政や学校教育行政をはじめ、文化・スポーツなど、関係するすべての行政セクションが固有の教育・学習機能を発揮するとともに、有機的な連携や融合を深め、一体となって取り組むことが必要である。

ここでは、学社連携と学社融合に関連の深い生涯学習行政と社会教育行政、学校教育行政の主な役割について明らかにしたい。

ア. 生涯学習行政の主な役割

- ① 生涯学習推進本部や生涯学習審議会など、生涯学習に関する組織・体制を整備する。
- ② 生涯学習振興計画や生涯学習市民大学機構など、生涯学習に関する総合的な企画・調整を行う。
- ③ 住民の学習ニーズや地域の学習課題を把握し、新たな学習機会の提供事業を計画するなど、生涯学習に関する調査・研究を実施する。
- ④ 生涯学習フェスティバルやリーフレットづくりなど、生涯学習に関する普及・啓発事業を実施する。
- ⑤ 生涯学習に関する情報提供や学習相談事業を実施する。

イ. 社会教育行政の主な役割

- ① 人生の各時期における社会教育活動を支援する。

46 特集 学社融合の生涯学習

- ② 学校教育や首長部局の教育・啓発行政への支援と連携を行う。
- ③ 家庭教育や民間の社会教育事業所と社会教育関係団体への支援を行う。
- ④ 社会教育施設の充実と経営の活性化を促進する。

ウ. 学校教育（初等中等教育）行政の主な役割

- ① 児童・生徒が生涯にわたって学習活動が続けていくために必要な基礎的な能力や自ら学ぶ意欲と態度の育成を図る。
- ② 児童・生徒の生活の場である家庭と地域との教育機能との連携を進める。
- ③ 地域の教育・文化・スポーツ活動の拠点となる生涯学習関連施設としての学校の施設や機能の開放を促進する。
- ④ 快適な学習と生活ができる学校教育と社会教育の機能を併せ持つ学校としての施設・設備や教職員の充実と運営の弾力化を促進する。

これらの役割の中で、学社連携や学社融合にかかわる主なものは、生涯学習行政では総合的な企画・調整であり、社会教育行政では学校教育への支援と連携、学校教育行政では地域との連携と学校の施設や機能の開放である。

2. 学社連携・融合の理念と地域の家・学・社連携・融合のイメージ

学校教育と社会教育の連携（以下「学社連携」という。）が重要な教育的課題とされたのは、我が国の社会教育審議会（以下「社教審」という。）と中央教育審議会（以下「中教審」という。）が1971年に相次いで文部大臣に答申した「社会構造の急激な変化に対処する社会教育の在り方について」と「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」の中で提言されたのが発端と言われている。そして今日に至る約四半世紀の間、生涯教育（学習）の統合の理念として学社連携の教育的効果が認識され、具体的な取り組みがなされてきたが、必ずしも十分な成果をあげているとは言えない状況となっていた。

一方、1984年に総理大臣の諮問機関として設置された臨時教育審議会（以下「臨教審」という。）は、「教育改革に関する第三次答申」（1987年）の中で、開かれた学校づくりや地域における生涯学習を推進する方策として、家庭、学校、地域の三者が融合（以下「家・学・社融合」という。）する必要性を提言している⁽⁶⁾。さらに、文部省に設置された生涯学習審議会（以下「生学審」という。）の1996年の答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中では、学社連携の最も進んだ形態として学校教育と社会教育の融合（以下「学社融合」という。）という新しい理念が提唱された⁽²⁾。

ここでは、学社連携と学社融合（以下「学社連携・融合」という。）の理念の

ほか、地域における家・学・社連携と家・学・社融合（以下「家・学・社連携・融合」という。）のイメージを明らかにしたい。

(1) 学社連携の理念

学社連携についての本格的な提言は、社教審建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」（1974年）であると言える。この建議は、在学青少年のみを対象としているが、家庭教育、学校教育、社会教育の三者の連携は「例えば、家庭教育で養われた心情や態度を社会教育活動を通じて社会的に深めたり、学校で学んだ原理的な事柄を社会教育の場で実践し、また、社会教育で体験した実践的な事柄を学校教育を通じて更に体系的に深めるというようなことであり、このような三者の連携によってそれぞれの教育効果を一層高めることができる。」とし、家・学・社連携にまで言及している⁽⁷⁾。

その後の社教審答申や臨教審答申、中教審答申や生学審答申等における学社連携の理念を要約すると「学校教育と社会教育が調和を保ちながら独自の教育機能を発揮し相互協力を行うとともに、境界線上やオーバーラップした領域に対して有機的な連携を図ることが必要である。そのため、学校教育と社会教育はそれぞれの主体性を保持しながら、相互協力や有機的な連携を行うために必要な内容や領域などを明らかにして、相互補完の関係を教育活動の中で具体的に成立させ実践し、両者の教育活動の相乗的な効果を高める。」ことと言えよう。

(2) 学社融合の理念

臨教審の「教育改革に関する第三次答申」では、「従来の学校教育に偏っていた状況を改め、『開かれた学校』への転換を促進し、家庭、学校、地域が相互に連携・融合するようなシステムをつくることが必要であり、この一環として、評価の多元化和生涯学習の基盤整備をすすめる。」ことや「人々の学習への関心・要求が多様化・高度化し、活動の場が時間的にも空間的にも拡大している今日、地域の生涯学習を推進する上で、家庭、学校、地域社会の三者が融合した総合的な学習機会を整備していくことが必要である。」という提言がなされた。

また、国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議の報告「国立青年の家・少年自然の家の改善について」（1995年）では、「これからの生涯学習社会においては、学校と学校外の教育がそれぞれの役割を分担した上で連携を図っていくというだけでなく、それ以上に、相互がオーバーラップしつつ、融合した形で行われていくことが必要であり、また、それがむしろ自然でもある。」としている⁽⁸⁾。

さらに、生学審答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」は、こ

れまでの「学社連携が必ずしも十分ではなかった。」という反省に立ち、国立青年の家・少年自然の家の学社融合に関する現在の取り組みを踏まえ、「この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を分担した上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。」としている⁽²⁾。

これらの融合論は、山本恒夫氏が提唱している「複数の個がそれぞれの機能のすべてか一部を共有化して、新たな機能を備えた、より上位の次元の個をつくること。」と軸を一にしている⁽⁹⁾。また、栃木県教育委員会が刊行した「地域の生涯学習社会の形成をめざす学社連携・融合の在り方について -1995年度版-」（以下「栃木県の調査研究」という。）でも、「学社融合とは、学校と社会の双方向から、それぞれの教育（事業）と見なすことができ、組織的、計画的、体系的、一体的に実施され、そして、いずれの分野においても評価が行われている教育・学習活動である。」としている⁽¹⁰⁾。

そこで、本稿では、「学社融合とは、学校教育と社会教育がその一部を共有したり、両者共有の教育活動をつくりだすこと。」とする。

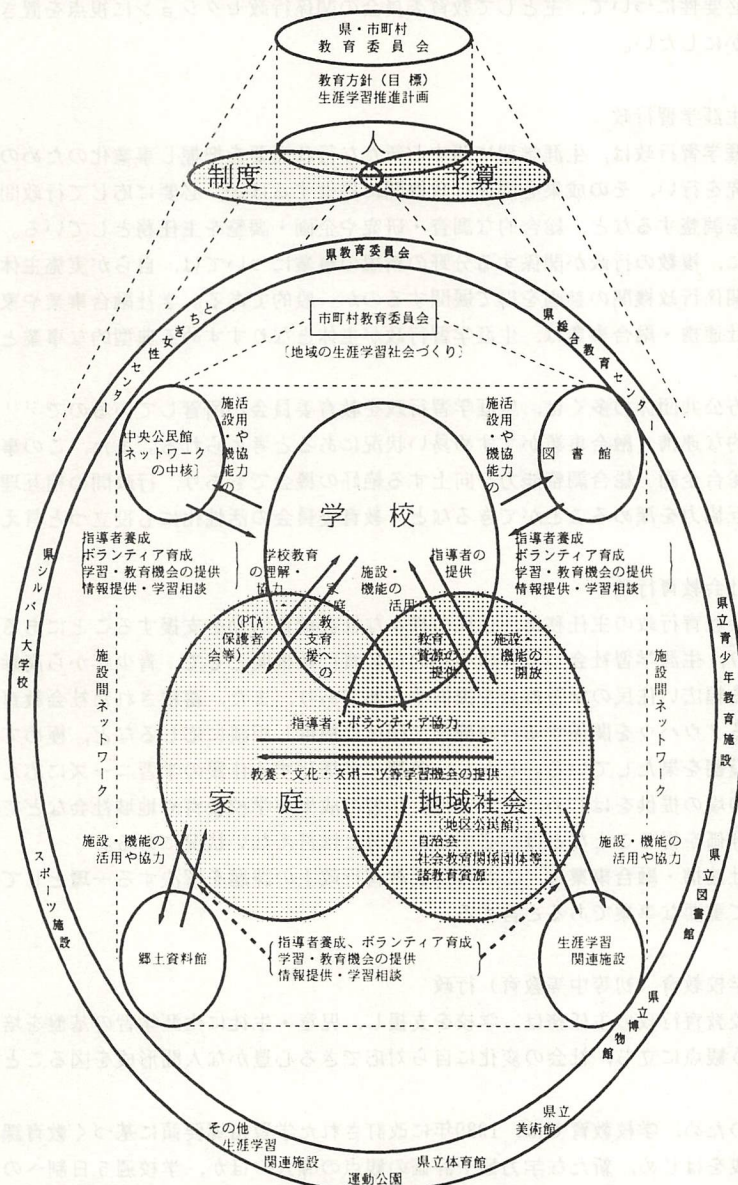
(3) 家庭、学校、地域社会における教育機能の連携・融合のイメージ

図1は、栃木県の調査研究での地域の家・学・社連携・融合のイメージ図である。この図は、地域を中学校区単位とし、家庭、学校、地域社会の連携（矢印で表示）と融合領域（網掛けで表示、家庭、学校、地域社会がオーバーラップしている領域）を中心として、この地域を取り巻く市町村内の社会教育施設などの生涯学習関連施設のネットワークによる支援を、また、広域学習圏構想による近隣市町村や栃木県の生涯学習関連施設のネットワークによる支援システムをイメージ化したものである。さらに、栃木県と当該市町村における教育方針や生涯学習推進計画に基づき、職員、予算、制度など、家・学・社連携と融合に関する総合的な基盤を整備し、中学校区単位の地域の生涯学習社会を構築しようとするものである。

3. 学社連携・融合事業の今日的な必要性

地域における生涯学習社会を構築するためには、総合行政として生涯学習推進システムの整備に努めることが極めて重要である。特に、学社連携・融合の具体的な事業は、生涯にわたる学習機会の提供システムを中心として、生涯学習情報提供・学習相談と学習成果の評価のシステムがかかわりをもち、また、三者のシ

図1 家庭、学校、地域社会の連携イメージ図（地域の生涯学習社会）



50 特集 学社融合の生涯学習

システムが一体となって機能することが肝要である。ここでは、学社連携・融合事業の必要性について、主として教育委員会の関係行政セクションに視点を置き、明らかにしたい。

(1) 生涯学習行政

生涯学習行政は、生涯学習に関する新たな行政需要を把握し事業化のための調査研究を行い、その成果を関係行政機関に提供するほか、必要に応じて行政間の事業を調整するなど、総合的な調査・研究や企画・調整を主任務としている。

特に、複数の行政が関係する分野の新規の事業については、自らが実施主体となり関係行政機関の参画を得て展開するのが一般的である。学社融合事業や家・学・社連携・融合事業は、生涯学習行政が主体となりすすめる典型的な事業と言える。

地方公共団体の多くは、生涯学習行政を教育委員会が所管しているので⁽¹¹⁾、効果的な連携・融合事業がすすめ易い状況にあると考えられる。また、この事業は、総合企画・総合調整能力を向上する絶好の機会でもあり、行政間の相互理解や相互協力を深めることができるなど、教育委員会の活性化にも役立つと言える。

(2) 社会教育行政

社会教育行政の主任務は、住民の様々な社会教育活動を支援することにある。つまり、生涯学習社会づくりの中心的な教育行政機関として、青少年から高齢者に至る幅広い住民の学習機会を提供する要であり、また、蓄積された社会教育に関するノウハウを関係する行政機関や団体に提供し相談に応じるなど、極めて重要な役割を果たしている。しかし、多種・多様化する住民の学習ニーズに応えた学習の場の提供をはじめ、そこで得た学習の成果が学校教育や地域社会などで適切な評価を得ることなどは、必ずしも十分とは言えない状況にある。

学社連携・融合事業は、これら社会教育行政上の課題を解決する一環として、極めて重要な事業であると言える。

(3) 学校教育（初等中等教育）行政

学校教育行政の主任務は、学校を支援し、児童・生徒に生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間形成を図ることにある。

そのため、学校教育では、1989年に改訂された学習指導要領に基づく教育課程の編成をはじめ、新たな学力観や評価の観点の導入のほか、学校週5日制への対応など、生涯学習の観点に立った教育の内容・方法などの大幅な改善が行われて

いる。

これらの改善は、青少年教育施設や地域の教育資源の活用をはじめ、体験学習やアンドラゴジー等社会教育の教育方法・教育技術のノウハウの導入が必要とされている。また、第15期中教審第1次答申では、「開かれた学校」という観点から、地域の教育力を生かすことや学校外活動の評価の検討のほか、地域社会の子供や大人に対する学校施設の開放や学習機会の提供事業を積極的に取り組む必要性を提言しており、学校が地域の生涯学習施設として機能することを期待している⁽³⁾。

学社連携・学社融合事業は、これら学校教育の改善や学校への期待などを充実し振興する方策として価値高い事業と言える。

(4) 青少年教育行政

児童・生徒の人間形成は、その日常的な生活の場である家庭、学校、地域社会のあらゆる場面において意図的・無意図的に行われている。そのため、いじめや登校拒否などの青少年にかかわる問題状況を克服し、青少年教育を充実するためには、家庭、学校、地域社会の三者がそれぞれ独自の教育機能を発揮することが大切である。また、自らの教育・学習効果を高めるために家・学・社連携を充実するとともに、これら三者の教育機能がその一部を共有したり、三者共有の新たな教育・学習活動をつくりだす家・学・社融合をすすめることが緊要な課題となっている。

4. 地域における学社融合事業の類型

地域における学社融合の実践事例は、一部学社連携の事例の中でみられるものの、質的にも量的にも普遍的な類型化ができるまでにはいたっていない状況にある。また、学社融合の“両者共有の教育・学習活動をつくりだす”という理念からも困難をともなうことでもある。

しかし、従来の学社連携の具体的な取り組みが十分ではなかったという反省に立ち、学社連携をより盛んにすることを踏まえた学社融合を積極的に推進する必要がある。

このような観点に立って、ここでは、学社連携・融合に関係する各種の答申・建議等の提言や栃木県の調査研究等に基づきながら、学社融合の成果が比較的多く得られる分野を中心とした類型を考えてみた。

52 特集 学社融合の生涯学習

(1) 生涯学習推進システム型

このタイプは、地域における生涯学習社会づくりを効果的に促進するという観点から、総合的な生涯学習推進システムを整備する一環として行う学社融合事業のことである。

例えば、生涯学習市民大学機構などの総合的な学習機会の提供事業に学校教育や社会教育が参画し、新たな学習・相談・評価のシステムをつくりだすことである。

つまり、大学・短大や小・中・高等学校などが、カリキュラムに基づく授業の一部をこの機構に位置づけるとともに、この機構で得た学習の成果を学校の単位として認定することなどである。また、社会教育は、この機構の1分野として主催する学習機会の提供事業をシステム化し学習内容の水準を確保することをはじめ、社会教育施設固有の教育機能を充実させ、現代的課題を解決でき、しかも、学校の単位として認定できる多種・多様な事業や団体活動を展開することなどである。

さらに、この機構の主体者（本部事務局）は、各セクション間の緊密な連携に努め、学習機会の提供をはじめ、学習情報の提供・学習相談と学習成果の評価が一体的に行われるシステムを構築するとともに、終了者の社会参加活動の支援を行うなどして、生涯学習社会の新たな教育・学習の統合された融合システムとして機能させることが肝要である。

(2) 社会教育支援型

このタイプは、学校教育が社会教育を支援することに力点を置いた学社融合事業のことである。

例えば、開かれた学校づくりの一環として、住民に学校の施設・設備を開放することや教育機能を開放して公開講座などを実施することなどである。また、この講座を学校の正規の単位の一部として認定することや社会人入学の制度を導入することなどである。このことは、参加した住民が学校への理解と愛着を深めることが期待できるとともに、住民に対する学習機会や場の提供事業を拡充することになる。さらに、児童・生徒一人一人の個性を伸ばすことや多面的な評価を行う方策の一環として、学校週5日制に対応した青少年の学校外活動へ児童・生徒の参画を奨励し、そこで得た学習の成果を学校教育が適切に評価できるようにすることなどである。

(3) 学校教育支援型

このタイプは、社会教育が学校教育を支援することに力点を置いた学社融合事

業のことである。

例えば、社会教育施設の利用拡大策の一環として、社会教育における体験学習が充実できるよう、施設の特徴を生かした教育課程に基づく活動プログラムや教材を作成するとともに、ボランティアや指導者を配置し学校の利用を促進することなどである。また、社会教育で養成した人材活用の一環として、教科活動や特別活動、道徳活動を支援できるボランティアや特技指導者を養成するとともに、教員免許にかかわる教育実習の場を設定することなどである。さらに、新たな学社融合プログラムを開発し先導的な事業を自ら実践することをはじめ、地域の文化財や人材、視聴覚教材や郷土学習教材等学校教育で活用できる教育資源などの情報を提供し相談に応じることなどである。

(4) 青少年教育を支援する家・学・社融合型

このタイプは、学校教育と社会教育が中心となって、家庭や関係行政機関をはじめ、社会教育関係団体などが一体となり、地域における青少年教育を支援する家・学・社融合事業のことである。

例えば、いじめや登校拒否など青少年を取り巻く問題状況を、より積極的に解決する教育的方策の一環として行う家・学・社融合事業のことである。つまり、家庭、学校、地域社会の教育機能がそれぞれの役割を果たすことを前提とし、これら三者が青少年問題の解決を共通の課題とし、関係行政をはじめ、青少年団体や育成団体なども参画できる組織をつくり、課題の解決を目指す積極的な取り組みを行うなど、地域ぐるみで青少年の健全な育成を推進する家・学・社融合事業のことなどである。

5. 学社連携・融合事業推進上の主な課題と対応方策

現在、地方公共団体における学社融合の取り組みは、その理念を具体化する調査・研究が緒に就いたばかりであり、実践事例も少ない状況にある。

ここでは、栃木県が学社連携・融合事業を効果的に行うために学社連携の現状と行政課題を把握することを目的として1994年に実施した「学社連携調査」の結果（以下「学社連携調査」という。）に基づき、学社連携・融合を事業化するうえで必要とされる主な行政機関の主な課題とその対応方策を明らかにしたい。

なお、この学社連携調査は、学社融合の理念が提唱される以前に実施したものであるが、次年度から栃木県の調査研究が学社融合を取り上げることを前提として、栃木県内の各学校と社会教育施設に対する悉皆によるアンケート調査や関係する行政機関の職員と教職員による事例研究（研究協議）などを実施されたこと

を付言しておく⁽¹²⁾。

(1) 教育委員会事務局

教育委員会事務局の主な課題は、学社融合事業を推進する基盤を整備することと言える。

つまり、学社融合事業を効果的に推進するために、組織体制や制度を整え、学校教育と社会教育が協同して学社融合事業を展開できるような諸条件を整備することである。

具体的な方策としては、次のようなことが考えられる。

① 学社連携・融合を主管するセクションを設けることが必要である。

このセクションは、学社連携・融合についての調査研究や研修事業をはじめ、学社融合事業を自ら実施するなど、学社連携・融合に関する総合的な企画・運営・評価全般にわたる事務を行い、さらに、家・学・社連携・融合事業を目指すことも期待されることから、生涯学習行政に位置づけることが望ましいと言える。

② 関係行政機関等の職員が学校教育と社会教育の特質や学社融合の意義と必要性などを学習できる研修会の機会を提供することが必要である。

特に、教育委員会事務局内の関係課・係等の職員の相互理解を深めることが大切である。また、学校の教職員や社会教育施設の職員との意思の疎通を図ることも必要である。

③ 学社連携・融合事業を効果的に推進するためには、予算、人事、組織などが柔軟に運用できるような配慮が必要である。

特に、学校と社会教育施設に学社連携・融合セクションを設置することや社会教育主事有資格者である教員を計画的に養成し適正な配置を行うことをはじめ、学社連携・融合に関する地域での組織づくりのほか、社会教育関係者が学校教育活動に携わることや、また、教職員が勤務時間に社会教育事業に従事することの是非などを検討することが極めて大切である。

(2) 学校教育

学校教育が学社連携・融合事業を推進するうえでの主な課題は、学校教育の一環として学社連携・融合事業を展開することと、社会教育が中心となって実施している学社連携・融合事業へ参画することと言える。

つまり、教職員が学社連携・融合の意義や必要性に対する理解を深め、学校教育計画の中に地域学習や生活体験学習の一環として学社連携・融合事業を取り入れるとともに、教科活動、特別活動、道徳活動に地域の教育資源を積極的に導

入することなどである。また、児童・生徒の学校外活動に対する参画奨励や具体的な評価の在り方をはじめ、学校の教育機能の地域住民への開放や教職員の社会教育活動への参加の在り方などを検討することも大切な課題と言える。

具体的な対応方策としては、次のようなことが考えられる。

- ① 校務分掌に学社連携・融合セクションを設置することが必要である。

このセクションは、校内の教職員に対する生涯学習や学社連携・融合についての研修をはじめ、学校が主管する学社連携・融合事業の企画立案や地域の教育資源に関する情報の収集のほか、校外における学社連携・融合事業等の窓口などの役割を果たす必要がある。

- ② 教職員が、社会教育活動と学社連携・融合の現状や意義を更に理解し、学校自らが学社連携・融合事業を提唱し主管することをはじめ、学校外活動に児童・生徒の参画を積極的に奨励・援助する必要がある。

特に、学校週5日制に対応した社会教育活動や社会教育施設で行う学社連携・融合事業へ参画した児童・生徒に対する学校内での評価を充実する必要がある。

- ③ 地域の教育資源を積極的に導入し、その教育的機能の活用を図ることが必要である。

特に、現行の学習指導要領の趣旨を生かした教育活動を行うためには、地域の優れた指導者をはじめ、自然や史跡、産業や施設、伝統芸能や伝統行事などの教育資源に関する情報の収集に努め、学校独自の教育活動として有効に活用できる学社連携・融合事業を推進する必要がある。また、学校行事や部活動の一部として地域で行われている教育・文化・スポーツ活動などとの互換性を検討することも極めて大切なことである。

(3) 社会教育

社会教育が、学社連携・融合事業を効果的に推進するための主な課題は、社会教育の一環として学社連携・融合事業を展開することと、学校教育が主管する学社連携・融合事業へ参画することと言える。

つまり、社会教育職員が学社連携・融合の意義や必要性に対する理解を深め、学校教育で活用できる、例えば、社会教育施設における学習プログラムや教材を開発し提供することなどである。また、学校教育とタイアップし部活動や学校行事などと互換性のある児童・生徒の学校外活動にかかわる学社連携・融合事業を実施することをはじめ、学校の施設や教育機能を地域住民へ開放できる施策を充実することも大切な課題と言える。

具体的な対応方策としては、次のようなことが考えられる。

- ① 事務分掌に学社連携・融合セクションを設置することが必要である。

このセクションは、社会教育関係職員に対する学校教育や学社連携・融合についての研修をはじめ、自らが主管する学社連携・融合事業の企画立案や学校等が主管する学社連携・融合事業の窓口になることのほか、地域の教育資源に関する情報の提供や学校開放事業の企画調整などの役割を果たす必要がある。

- ② 社会教育職員が、学校教育や学社連携・融合の現状や意義に関する理解を深め、社会教育活動の特色を生かした学社連携・融合事業を企画し主管することや、青少年の学校外活動の充実を図ることなどが必要である。

特に、学校週5日制に対応した社会教育活動や社会教育施設で行う学社連携・融合事業を充実させ、参画した児童・生徒の活動の成果を学校で適切な評価ができるような方策を講じる必要がある。また、学校行事や部活動の一部として互換可能な学社連携・融合事業を実施することも大切である。

- ③ 地域の教育資源や青少年の団体活動、社会教育施設や社会教育事業に関する情報・資料の積極的な提供に努めるとともに、社会教育施設の利用を促進することが必要である。

特に、学社連携事業の一環として、学校教育に活用できる地域の優れた教育資源に関する情報を収集し提供することが必要である。また、青少年教育施設や公民館のほか、図書館や郷土資料館、総合体育施設や文化センターなどの特色と主催事業の理解を深める活動を充実させるとともに、学校が教育課程の一環として活用できる活動プログラムや教材を開発するなどして、効果的な利用を支援することが必要である。

- ④ 学校の施設や機能を積極的に開放できる学社連携・融合事業を推進することが必要である。

特に成人教育の一環として行う学校開放講座等は、学校のもつ優れた教育施設・設備を利用し指導者を教職員とした極めて教育効果の高い学習機会の提供事業である。今後、生涯学習社会づくりの主要事業として拡充するためには、実施する学校や教職員の負担を軽減できるよう諸条件の整備をすすめることが必要である。

6. 学社融合事業を推進する組織体制の整備の在り方

学社融合は、学校教育と社会教育がその一部を共有したり、両者共有の事業を行うなどして、より高い次元の新たな教育・学習活動をつくりだすことにある。

つまり、学社融合事業は、学校教育と社会教育の両者にかかわる領域における

新たな教育・学習の活動として捉え、その組織体制も新たな視点で整備を図る必要がある。

ここでは、地域における学社融合事業のみを効果的に促進するための地方公共団体の組織体制の整備の在り方について明らかにしたい。しかし、学社融合は、学社連携の最もすすんだ形態ということから、前述の「5. 学社連携・融合事業推進上の主な課題と対応策」と一部重複することを付言しておく。

(1) 学社融合事業を促進する組織と推進計画策定の在り方

栃木県の調査研究では、学社連携・融合をすすめる基本組織として図2のような組織体制を提言している。この図は、前述した家庭、学校、地域社会の連携のイメージ図(図1)を具体化するために、県と市町村の教育委員会の関係や教育委員会と学校や社会教育施設とのかわりを明らかにしたものである。

ここでは、この図を参考にしながら、学社融合事業を促進する組織の在り方について明らかにしたい。

ア. 学社融合事業を推進する組織

学社融合事業を推進するためには、調査・研究や普及・啓発をはじめ、基本構想や実施計画等を策定する組織が必要である。

これらの組織は、総合化された全体のシステムの中に位置づけられ、明確な役割をもち確実に機能できる条件を具備していることが肝要である。また、学社融合事業の進捗状況に応じて柔軟に対応できるようにする必要がある。

- ① 学社融合を生涯学習行政として促進するため、その基本方針や事業の基本計画などを策定する会議が必要である。

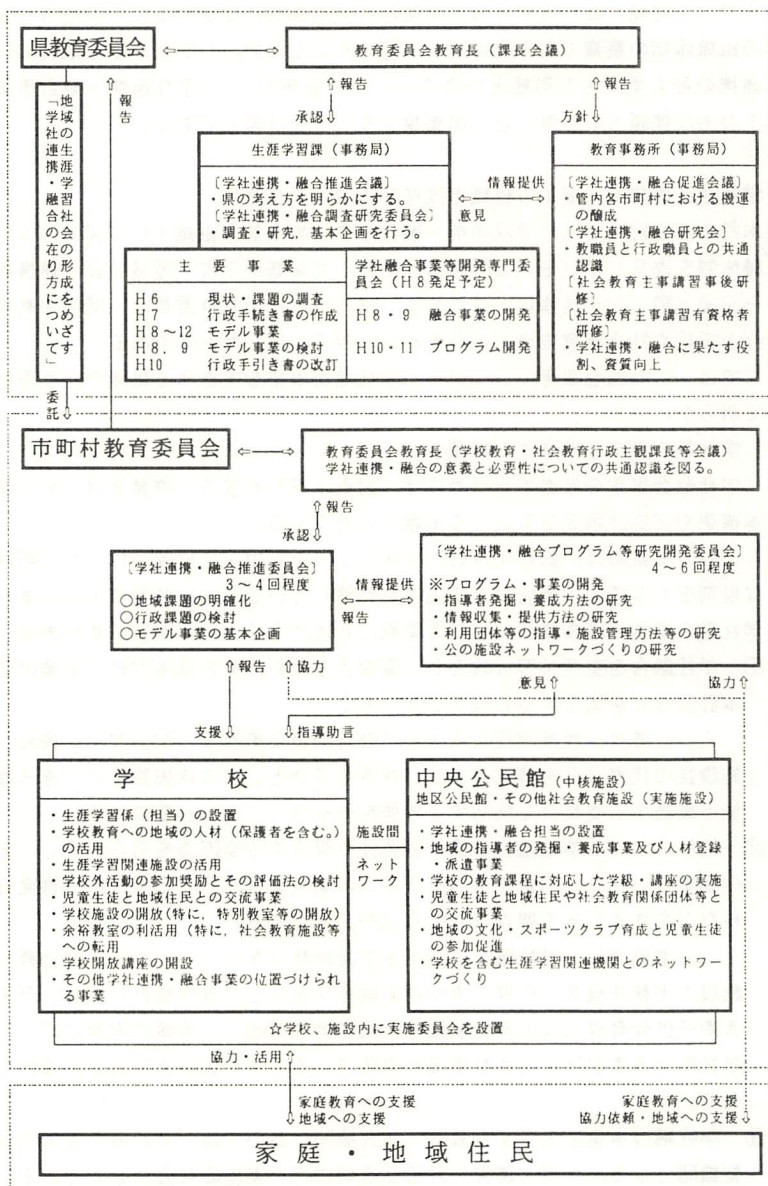
この会議は、教育次長を主宰者に教育委員会事務局の関係課長、校長、施設長の代表などを構成員とし、教育委員会としての意思決定ができる機能と後述する委員会を統括する機能を併せ持つことが必要である。

- ② 地域における学社融合事業の必要性や阻害する要因等を明らかにし、その望ましい在り方や新たなプログラムの開発をはじめ、指導資料や啓発資料などを作成できる調査研究委員会が必要である。

この委員会は、学社融合に関する学識経験者をはじめ、学校や社会教育施設の実務経験者、指導主事や社会教育主事などの専門職員のほか、PTAや子供会育成会などの地域団体の代表者で構成し、地域の実態に応じた学社融合方策が理論化され事業が実践できるような調査研究活動が求められる。

- ③ 学社融合事業を主管する教育・学習機関においては、学社融合事業の実施機関として、企画・運営・評価を適切に行う実施委員会が必要である。

図2 学社連携・融合をすすめる基本組織



この委員会は、実施機関の長（校長や公民館長等）を委員長とし、学校と関係施設の代表者や担当者をはじめ、教育委員会の担当者や参加者の代表、PTAや施設ボランティアの代表者などをメンバーとし、関係機関や団体等の相互理解やネットワークをより密にでき実効のある事業を展開できる実践的な機能をもたせることが必要である。

イ. 学社融合事業の推進計画

教育委員会は、教育目標を達成するために教育計画を毎年度策定している。その教育計画に学社融合事業を位置づけることが必要である。また、新たな事業として位置づけられる現時点での学社融合事業は、調査・研究、基本構想・推進計画の策定、普及・啓発、先導的モデルの事業の実施、事業の展開、評価と新計画の策定というサイクルで実施することが肝要と言える。

- ① 学社融合の理論や先進的な事例などの調査・研究を行うとともに、地域の教育資源や教育・学習機関の実情をはじめ、住民（児童・生徒も含む。）の教育・学習に関する意識・行動などを把握し、地域の実情に応じた特色ある学社融合システムを開発する必要がある。
- ② 学社融合事業についての基本構想を策定し、この構想に基づき、生涯学習審議会等の附属機関や関係行政、社会教育関係団体や教職員などから幅広く意見を聴取し、実現可能な学社融合推進計画を策定する。
- ③ 学社融合推進計画に基づき、教職員研修や社会教育指導者研修などを活用し、学社融合の意義や必要性などの普及・啓発を行う。
- ④ 学社融合事業の類型を設定し、企画・展開・評価ができる学社融合モデル事業を実施する。
- ⑤ モデル事業の成果を生かした学社融合事業を計画的に推進する。
- ⑥ 実施した学社融合推進計画全般にわたる評価を行い、その成果を生かした次期の学社融合推進計画を策定する。

(2) 学社融合事業を促進する体制整備

ここでは、栃木県の調査研究や学社連携調査結果を参考にしながら、学社融合事業を促進する諸条件の整備について明らかにしたい。

- ① 学社融合を新たな教育・学習の領域とし、これらを統合する行政部門を明確にするとともに、関係行政にも担当セクションを設置し、人員の配置と予算を調整し事務分掌を明らかにすることが必要である。

この学社融合を統合する行政部門は、学校教育と社会教育を内包した生涯学習行政部門に位置づけられると効果的である。また、この中心となる担当部門は、学社連携と学社融合を促進するための総合的な企画・調整を行うと

ともに、関係行政の学社融合セクションとのネットワーク化を図り、各セクションが主管する学社融合を指導・援助する機能をもつことが必要である。

- ② 学校教育と社会教育の双方にかかわる学社融合事業を効果的に促進するためには、行政や教育・学習機関のテリトリーを弾力化し、柔軟な運営ができるようにすることが必要である。

例えば、社会教育主事や社会教育施設の職員が学校が主管する学社融合事業に、また、指導主事や教職員が社会教育施設が主管する学社融合事業に公務として参画できるようにすることである。さらに、学校開放規則や社会教育・文化・スポーツ施設の使用規則などを利用者本位に改善し、柔軟な運営を行うことなどである。

このことは、学社融合事業を生涯学習行政の所管とし、この事業は、学校からみれば学校教育活動であり、また、社会教育施設からみれば社会教育活動であるという取り組みを行うことにより、現行制度の中でも実現が可能と思われる。

- ③ 地域における学社融合事業を主管する学校や社会教育施設などの教育・学習機関の管理運営と責任の所在を明確にするとともに、実施機関の負担を軽減する施策を講じる必要がある。

例えば、学校開放講座等学校が主管する学社融合事業を実施する場合、施設・設備の破損や火災などの事故が校内で発生する可能性がある。これら学社融合事業の管理運営は教育委員会とするなど、管理運営上の責任の所在を明らかにする必要がある。また、この事業に携わる教職員の負担を軽減するため、職員を新たに配置することや参加する地域住民による管理運営委員会を組織するなどの対応措置が必要である。

- ④ 学社融合の理念や意義等について、関係者に対する幅広い研修の機会を充実することが必要である。特に、指導主事や社会教育主事などの教育的専門職員をはじめ、教職員や社会教育施設等の職員のほか、PTAの役員や学校と社会教育施設のボランティアなど、学社融合事業に関係する人々への研修が必要である。

- ⑤ 学社融合事業には、生涯学習、学校教育、社会教育、家庭教育に関する知識・経験や教育技術をはじめ、関係各分野に造詣の深い指導者が多数必要となる。そのため、学社融合事業にかかわる各専門分野の指導者を養成し活動の場を提供できる人材活用のシステムを構築することが必要である。

おわりに

現在、地域における学社融合については、学社連携とは異なり、確たる融合理念に基づいた事業が少ない状況にある。したがって、本稿の提言の中には、実証性に欠けるなど机上プラン的なものも含まれている。

今後は、学社融合モデル事業等実践事例の詳細な調査・研究を行うなどして、新たな学社融合事業を開発するとともに、その促進方策をより明らかにしたい。

〔注〕

- (1) 「生涯学習振興施策の推進体制等に関する調査結果」（1995年11月、文部省生涯学習局生涯学習振興課）都道府県・指定都市の取組状況と市町村の取組状況
- (2) 「同答申」Ⅲ-1-(4) 学校教育との連携・協力
- (3) 「同答申」第1部(3)-(a)、第2部学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方
- (4) 1993年度は教育委員会事務局の学社連携の現状と課題を、1994年度は学社連携を阻害する要因を分析し学社連携推進上の行政課題について、1995年度は学社連携と学社融合の在り方などについて、実証的な調査・研究を行った。
- (5) 「栃木県社会教育のすがた」第2章 市町村の生涯学習推進事業 中にある答申（平成6年度版）
- (6) 「同答申」第1章 生涯学習体系への移行のリード文及び第1章-第2節-(1) 生涯学習を進めるまちづくり
- (7) 「同建議」3-(1) 連携の意義
- (8) 「同報告」2-(2) 第2の方向は「学社融合を目指して」である。
- (9) 「学社融合」（月刊公民館、平成8年1月号）、「学社融合のシステム化」（大判社会教育、1996年2月号）、「生涯学習支援の体系」（日本生涯教育学会年報第15号、1994年）、「生涯学習の設計」（実務教育出版、平成7年）
「地域における青少年の学校外教育・学習システムに関する調査研究報告書」（地域・学校新システム研究会、平成8年3月）序-(2)及び第3章
- (10) 「同報告書」第Ⅱ章-2-(2) 本県の“融合”のとらえ方
- (11) 「(1) 市町村の推進体制等の状況（平成7年8月現在）」
- (12) 「学社連携調査結果の概要と学社連携推進上の主な行政課題」（平成7年3月）